

令和7年度 事業計画書

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団

令和7年度事業計画書 目次

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針.....	1
沿革.....	2
令和7年度 各務原市社会福祉事業団 事業計画.....	3
法人本部（事務局）・福祉の里総務課.....	5
各務原市福祉の里児童発達支援センター（旧つくし・旧たんぽぽ）.....	10
各務原市福祉の里児童発達支援センター（保育所等訪問支援事業）.....	16
各務原市福祉の里児童発達支援事業（旧さくら）.....	17
各務原市福祉の里生活介護事業（旧あすなろ・旧ぽぷら）.....	20
虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型））.....	22
各務原市基幹相談支援センター（すまいる）.....	24
各務原市福祉の里相談支援事業所（旧どんぐり）.....	27
各務原市福祉の里支援センター.....	28
令和7年度年間行事計画.....	29

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針

<基本理念>

“笑顔で” “元気に” “自分らしく”

<基本方針>

1. 私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。
2. 私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。
3. 私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかけはしになります。

<ロゴマーク>



社会福祉法人各務原市社会福祉事業団（沿革）

平成 8年10月	各務原市社会福祉事業団 設立
平成 9年 4月	福祉の里あすなろ（知的障害者更生施設） 福祉の里ほぷら（障害者デイサービス） 福祉の里さくら（リハビリセンター） 開所
平成10年 4月	福祉の里つくし（知的障害児通園施設） 福祉の里たんぽぽ（肢体不自由児通園施設） 開所
平成11年 4月	心身障害者小規模授産所 虹の家 受託
平成16年 4月	高齢者生きがいセンター稲田園 受託
11月	心身障害者小規模授産所 友愛の家 受託
平成18年	指定管理者制度への移行に伴い各務原市福祉の里の指定管理者となる。
10月	福祉の里さくら（児童デイサービス） 開始
平成19年 4月	福祉の里ほぷら（生活介護・自立訓練（生活訓練）） 虹の家（就労継続支援（B型）） 友愛の家（自立訓練（生活訓練）） 開始
平成20年 4月	福祉の里あすなろ（生活介護） 虹の家・友愛の家（就労継続支援（B型）） 開始
平成22年 4月	福祉の里どんぐり（相談支援事業） 福祉の里ほぷら（地域活動支援センター） 開始
平成24年 4月	福祉の里つくし（福祉型児童発達支援センター） 福祉の里たんぽぽ（医療型児童発達支援センター） 福祉の里さくら（児童発達支援事業） 福祉の里どんぐり（特定・障害児相談支援事業） 開始
平成29年 7月	基幹相談支援センターすまいる（各務原市役所内） 開始
平成30年 7月	保育所等訪問支援事業 開始
令和 6年 3月	高齢者生きがいセンター稲田園 閉園
令和 6年 4月	児童発達支援センター（つくし、たんぽぽ）の一元化 センター内に相談部開設
令和 6年 7月	保護者相談「わかばのおへや」 開設

令和7年度 各務原市社会福祉事業団 事業計画

はじめに（事業方針）

各務原市社会福祉事業団は、各務原市の福祉政策を具現化する役割を担う法人として、平成8年10月に設立し令和7年度で29年目となります。各務原市から「福祉の里」が指定管理を受け、「就労継続支援事業（虹の家・友愛の家）」と「基幹相談支援センター」が委託を受けて事業運営をする中、国の法改正や各務原市障がい者計画等に沿いながら、「笑顔で 元気に 自分らしく」の基本理念のもと、新規事業の立ち上げと多職種の職員連携による業務展開を実施してきました。また、職員の働き方改革も積極的に推進してきました。

令和6年度は、一元化した児童発達支援センターにおいて、国の示す指針に基づき、発達の入り口としての相談を強化するため、新たに「相談部」を立ち上げ、公認心理師（臨床心理士）を採用し、発達検査を含んだ相談を開始するとともに、発達相談や吃音の相談、各務原市主催のすくすく応援隊事業などへの協力を行いました。加えて、保護者相談窓口としての「わかばのおへや」も相談部に開設（7月）し、保護者支援も強化しました。児童発達支援事業（さくら）でも、「親子あそびデイ」を新設（8月）し、同じく保護者支援に尽力しました。専門性を活かした支援としては、「訓練士会」や「看護師会」を立ち上げ、多職種による連携強化を図りながら、業務連携しているフェニックスグループと訓練士間での交流を開始しました。

その他、3歳未満児の待機児対応として月2回の「親子教室」の開設や「保育所等訪問支援事業」の対象児を保育所・幼稚園・こども園児から小学生までに拡大する等しました。相談支援事業所（どんぐり）でも、子どもの計画相談を重点的に行い、サポート体制を強化しました。

また、インクルーシブの推進については、保育所等訪問支援事業だけでなく、幼稚園等との併行利用が増えてきた児童発達支援センターにおいても、園との連携を図りながら推進してきました。

令和7年度では、こうした事業の工夫や拡大を継続しつつ、国の「児童発達ガイドライン（令和6年7月付）」に基づき、当事業団の方向性、独自性を市や他の法人、事業所、保育所・幼稚園、こども園等と共有し、連携を深めながら一体となって就学前のこどもの福祉を推進していくとともに、就学後についても、令和7年度4月開校の「各務原市立かかみがはら支援学校」と密に連携しながら、切れ目のない一貫した支援に貢献したいと思えます。

成人の生活介護事業の（あすなろ、ぽぷら）についても、令和6年度に障害種別を超え一つの生活介護事業所としたメリットを活かしつつ、個別の特性に配慮した支援をしながら、「地域で暮らす」を支える為、住まいの場所としての日中サービス支援型グループホームと連携していきます。就労継続支援B型事業（虹の家・友愛の家）については、現在の各務原特別支援学校高等部の建物への令和8年度の移転に向けた準備を進めていきます。

基幹相談支援センター「すまいる」については、令和7年度から5カ年の委託更新を各務原市から受け、各務原市の包括的な相談支援体制の一翼を担いながら地域福祉に貢献していきます。

さらに、近年の日本の人口減少、少子高齢化により、社会福祉法人を取り巻く環境が年々厳しいものになっていることを踏まえ、当事業団としても、法人の方向性、存在意義を明確にし、人材定着と人材確保に向けた努力を職員が一丸となって推進していきたいと考えています。

【令和7年度の重点項目－新規、拡充】

- 法人の方向性、存在意義を明確にし、人材定着と人材確保に繋げる。
- 児童発達支援センターの役割強化
 - ・市内の障害児通所支援事業所に対する助言・援助～「地域支援部」の立ち上げ～
 - ・保護者相談対象者の拡充（福祉の里利用児の保護者以外の保護者にも拡充する）
 - ・児童発達支援センター、児童発達支援事業所のあり方を検討
 - ～福祉の里としての独自性、併行通園、他事業所との併用等、利用方法の多様化、インクルーシブの視点等～
 - ・インクルージョンの推進（市、保育所、幼稚園、こども園、他事業所との連携）
 - ・訓練士による専門的支援を個別リハビリテーションのみでなく、集団療育の支援にも拡充
 - ～一人のこどもへの支援をそれぞれの場面で行うのではなく、それぞれの職種が同じ場面を共有し、自分たちに何ができるかを考え、同じ方向に向かって支援する～
- 各務原市立かかみがはら支援学校（令和7年4月開校）との連携
 - ・専門的支援のできる訓練士（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の派遣
 - ・就学後の行き先としての連携（児童発達支援センター→各務原市立かかみがはら支援学校）
 - ・就学後の受け入れとしての連携
 - （各務原市立かかみがはら支援学校→生活介護事業、就労継続支援事業）
- 市内の他法人との連携
 - ・法人間連携による新事業の提案、企画
 - ・法人フェニックスとの訓練士間での交流、連携
- 生活介護事業所の利用者の暮らし支援（日中サービス支援型グループホームとの連携）
- 就労継続支援B型事業所の令和8年度の各務原特別支援学校＜高等部＞への移転準備
- 基幹相談支援センターとして、各務原市包括的支援体制の一翼を担う
 - ・複合的な問題を抱える相談について、課題を整理し、より適切な支援へ繋げる支援を強化
 - ～市生活支援課・寄り添い支援係との連携～
- 実効性のある災害対策
 - ・職員の気づきを高めるための「災害対策ワークショップ」の開催
 - ・施設の事業継続計画（BCP）作成後の「見えるマニュアル」化
 - ・福祉避難所についての各務原市との連携

【令和7年度の事業内容】

- 児童福祉サービス
 - ・児童発達支援センター（福祉の里）
 - ・保育所等訪問支援事業（福祉の里）
 - ・児童発達支援事業（福祉の里）
 - 障害福祉サービス
 - ・生活介護事業（福祉の里）
 - ・就労継続支援B型事業「虹の家・友愛の家」（市総合福祉会館・市川島健康福祉センター）
 - 相談事業
 - ・基幹相談支援センターすまいる（各務原市役所1階）
 - ・特定・障害児相談支援事業（福祉の里）
- ※ 新規事業はありません。

法人本部（事務局）・福祉の里総務課

法人本部としては、各部署の運営上の問題点や課題を把握し、改善のための策を講じるとともに基本理念等の周知や事業の方向性、全体的な事業計画を示し、職員研修の充実などによる人材育成、後継者育成等様々な課題に取り組んでいきます。また、虐待防止、権利擁護、安全対策や災害対策など、共通する課題をマネジメントしていきます。併せて、働き方改革関連法の施行に伴う労働環境の整備に努めます。

■内容

（１）事業の方向性と価値観の再構築

当法人として、あるべき方向性と価値観を再構築し、円滑な事業運営に活かすとともに、職員の帰属意識を高めます。

- ・多様化する福祉ニーズや社会的変化等に対応した柔軟な支援内容への工夫
- ・行政や他の関係機関とのより良い関係性に基づいた地域全体としての支援

（２）人材育成

- ・管理者等の部下育成能力の醸成（令和5年度から外部講師を招いての研修等）
フィードバック面接の充実、コミュニケーション力UP研修等の実施
- ・ケース会議、勉強会等を通じた小集団のグループワークによる支援力UP研修
- ・役職定年後の職員講師による内部研修（スキルの伝達）
- ・新人職員へのメンター職員制度の実施（令和4年度開始）
- ・職員の資格取得及び資質向上のための計画的な各種研修の実施
- ・常務理事による全職員との面談

（３）職員の働き方改革の推進

職員が安心して働けるよう、福利厚生や環境整備に努めます。

- ・ハラスメント対応
相談できる仕組みを職員に周知
内部の相談窓口の他、外部の第三者機関による相談窓口（令和5年度設置）の周知
職員の意識向上のための個別の研修や指導
- ・環境改善とメンタルヘルスのための職場アンケート（令和4年度開始）やストレスチェック等の実施
- ・看護休暇や介護休暇制度、男性職員の育児休業制度（産後パパ育休：令和4年度開始）の推進

（４）健康管理・衛生管理

- ・栄養バランスを考慮した給食の提供
- ・個々の状況に応じた刻み食などの調理形態への対応
- ・言語聴覚士等の指導による誤嚥による事故防止
- ・管理栄養士・施設職員・調理員等の情報共有のための「給食委員会」の定期的な開催
- ・利用児・者・職員の健診等による健康管理、疾病の早期発見

（検診内容）

利用児：小児科診察、整形外科診察、及び内科、歯科、耳鼻科、眼科

利用者：内科、精神科、歯科、耳鼻科の各健診、及び血液検査、尿検査、便検査

職員：定期健康診断及び便検査

(5) 利用者の権利擁護（虐待防止・身体拘束適正化）

「虐待防止委員会及び身体的拘束適正化検討委員会」（令和5年度「身体的拘束適正化検討委員会」設置の義務化）の充実

- ・各施設からの毎月の報告書「虐待のヒヤリハット」に基づいた虐待防止のための環境整備やより良い支援方法の検討
- ・「身体的拘束の適正化指針」に基づく身体拘束の適正化と身体拘束の廃止に向けた検討
- ・自分のメンタルと職場環境についてのセルフチェックの実施と施設管理者による検証

(6) 苦情・要望対応（利用者の権利擁護と福祉サービスの快適な利用を支援）

- ・苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置
- ・苦情解決の為に第三者委員（2名）の設置
- ・各施設における苦情内容等の確認・記録・把握と、事業団内の苦情対応マニュアルに沿った組織での素早い対応（苦情解決責任者及び第三者委員への報告等、適切な対応）
- ・苦情解決責任者及び苦情解決責任者による第三者委員会の開催

(7) 安全管理対策

- ・児童発達支援センターの安全計画に基づいた定期的な研修や訓練の実施
- ・総務課職員による月1回の巡回指導の実施（常時の設備器具の点検と環境整備）
- ・事故発生時の「事故発生時マニュアル」（事業団共通）に基づいた速やかな対応（安全確保、保護者への連絡、各務原市や岐阜地域福祉事務所への報告、保険対応等）
- ・事故リスクに対応するための定期的なマニュアルの見直し
- ・各部署からの毎月の「事故・ヒヤリ報告」に基づいた定期的な「事故検証委員会」の開催
- ・各務原市消防署の協力による救急救命講習（AEDの使用方法等）の実施
- ・外部講師による安全衛生研修の実施

(8) 実効性のある災害対策（自然災害、感染症対策）

○自然災害対策

- ・職員の気づきを高めるための「災害対策ワークショップ」の開催
- ・施設の事業継続計画（BCP）（令和6年度に義務化）作成後の「見えるマニュアル」化
- ・福祉避難所についての各務原市との連携（受け入れ人数、必要な道具、飲料水、非常食、トイレ等について）
- ・ハザードマップによる多様な災害（建物火災、山火事、地震、土砂災害等）を想定した避難訓練の計画と実施

○新型コロナウイルス等の感染症対策

- ・「感染症対策委員会」の開催
- ・感染症対策の研修の実施

(9) 日中活動中の防犯対策

- ・出入口施錠と監視カメラの設置
- ・各務原警察の巡回等による防犯の強化

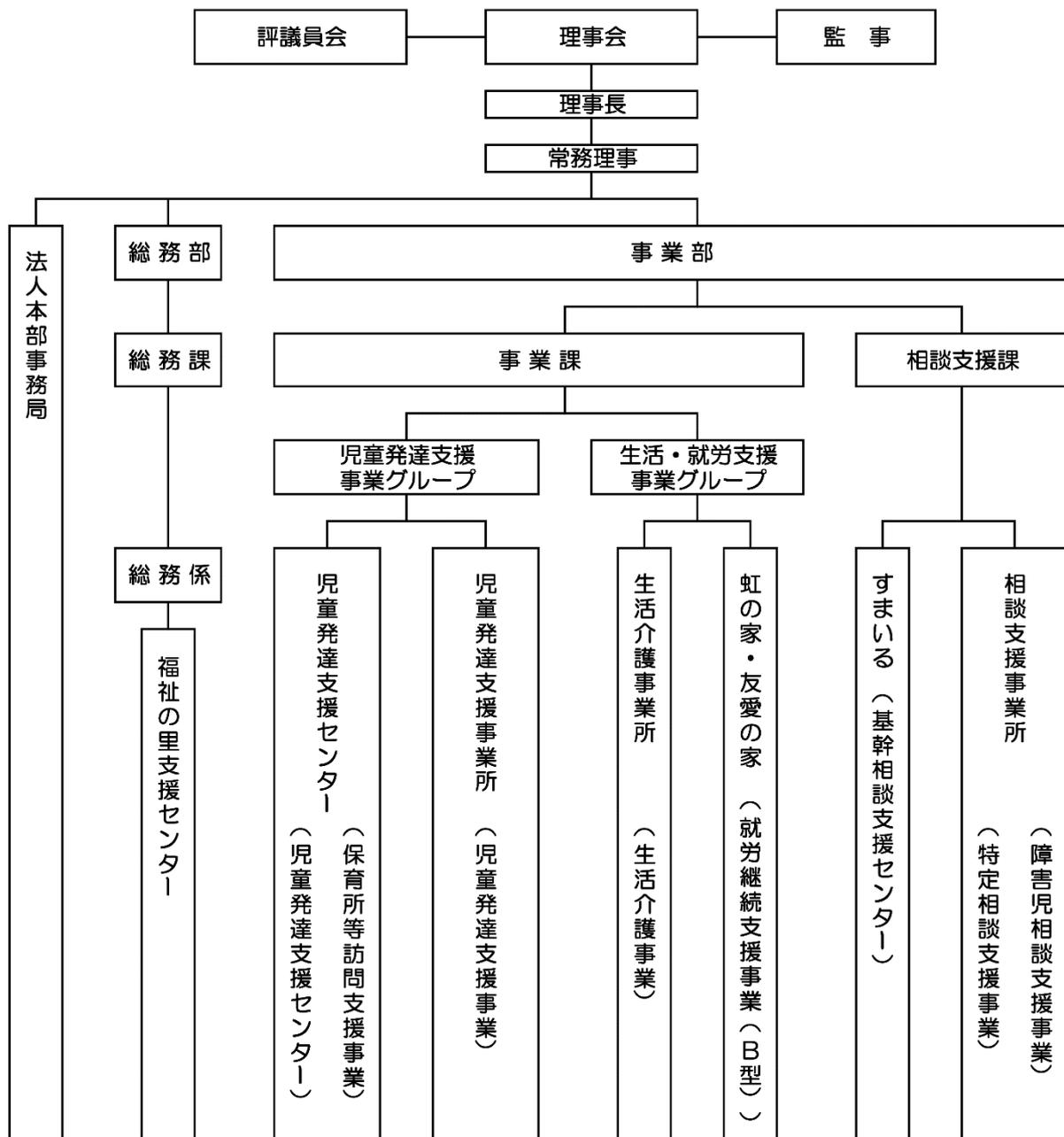
(10) 他の社会福祉法人等との連携

- ・法人間の連携会議（各務原市社会福祉協議会主催）への参加、企画
- ・フェニックスグループとの連携（訓練士間の連携）
- ・各務原市立かかみがはら支援学校（令和7年4月開校）との連携（プール利用、訓練士の派遣等）

(11) 理事会・評議員会の開催

予算、決算、その他法人の運営に必要な事項を審議するため、理事会・評議員会を開催

2. 組織図



3. 職員配置

	職員数	内 訳	
		正規職員・再雇用	契約職員
総務部・法人本部事務局	9 (7)		常務理事 総務部長 (1)
法人本部事務局	5 (1)	事務局参事 1 事務局員 3	事務局長 (1) 事務局員 1
総務課	3 (5)	総務課長 (1)	
総務係	3 (4)	総務課長補佐 (1) 総務係長 (1) 総務係員 (1) 管理栄養士 1 看護師 1 運転士兼介護員 1	総務係員 (1)
事業部	83 (26)		事業部長 (1) 福祉の里所長 (1)
事業課	74 (20)	事業課主幹 (児童発達支援センター統括管理者) 1 事業課主幹 (生活介護事業統括管理者) 1	事業課長 1
児童発達支援事業グループ	35 (12)		
福祉の里児童発達支援センター (児童発達支援センター) (保育所等訪問支援事業)	29 (5)	[児童発達支援センター] 副管理者 1 児童発達支援管理責任者 2 児童指導員(内1名再任用) 2 保育士 7 看護師 1 理学療法士 1(1) 作業療法士 1 言語聴覚士 2 管理栄養士 (1) 運転士兼介護員 (1) [相談担当] 公認心理師 1 [地域支援担当] 事業所コーディネーター(保育士) 1 [保育所等訪問支援事業] 管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 訪問支援員(言語聴覚士) (1) 事務職員 (1)	保育士 6 看護師 1 訪問支援員(保育士) 1
福祉の里児童発達支援事業所 (児童発達支援事業)	6 (7)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 保育士 3 看護師 (1) 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 言語聴覚士 (2) 事務職員 (1)	保育士 1
生活・就労支援事業グループ	36 (8)		
福祉の里生活介護事業所 (生活介護事業)	27 (2)	副管理者(内1名再任用) 2 サービス管理責任者 3 生活支援員 4 看護師 3 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 13 看護師 2
虹の家・友愛の家 (就労継続支援事業(B型))	9 (6)	管理者 1 サービス管理責任者 1(3) 生活支援員 3 看護師 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	職業指導員 2 生活支援員 2
相談支援課	9 (4)		相談支援課長(すまいるセンター長) (1)
すまいる (基幹相談支援センター)	5 (2)	地域生活支援拠点コーディネーター 1 相談支援員 2(1)	センター長 1 相談支援員 1(1)
福祉の里相談支援事業所 (特定・障害児相談支援事業)	4 (1)	相談支援員 3 事務職員 (1)	管理者 1
計	92 (33)	正規職員・再雇用職員 計 58	契約職員 計 34

(括弧内は兼務を表す)

4. 受託施設及び事業一覧

区分	施設及び事業				
	種別	名称	根拠法令	定員	経営の別
第二種社会福祉事業	障害児通所支援事業 (児童発達支援センター) (保育所等訪問支援事業)	各務原市福祉の里 児童発達支援センター	児童福祉法	60人	指定管理者制度による受託
				—	
	障害児通所支援事業 (児童発達支援事業)	各務原市福祉の里 児童発達支援事業所	障害者総合支援法	20人	
	障害福祉サービス事業 (生活介護事業)	各務原市福祉の里 生活介護事業所		80人	
	相談支援事業 (特定・障害児相談支援事業)	各務原市福祉の里 相談支援事業所	障害者総合支援法 児童福祉法	—	
障害福祉サービス事業 (就労継続支援事業B型)	虹の家 (主たる事業所)	障害者総合支援法	20人	管理委託制度による受託	
	友愛の家 (従たる事業所)		15人		
公益事業	基幹相談支援センター	すまいる	障害者総合支援法	—	管理委託制度による受託
	各務原市福祉の里支援センター		法外	—	指定管理者制度による受託

各務原市福祉の里児童発達支援センター（旧つくし・旧たんぽぽ）定員60名

児童発達支援センター（以下、センター）として、国の示す指針（児童発達支援ガイドライン）に基づき、専門性に基づいた発達支援・家族支援を行う他、発達の入り口としての相談を充実させ、各務原市や保育所・幼稚園・こども園と連携を深めながらインクルージョンを推進します。さらに、他事業所等への助言・援助のできる仕組みを構築しながら、地域における障がい児支援の中核的役割を担っていきます。

1. 児童発達支援の目標（国の「児童発達支援ガイドライン」より抜粋）

乳幼児期は、障がいの有無に関わらず、こどもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であるため、安全で安心して過ごすことができる居場所の提供により、生涯にわたるウェルビーイング（心身ともに良好で社会的に満たされた幸福感や充実感を含む状態）の基礎を培うため、以下を目標として支援していきます。

（1）愛着形成と育ちの充実

障がいの状態や発達の状況、障がいの特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ることで、安定した愛着を形成していくことや将来のこどもの発達・成長を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう支援します。

（2）家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことで、こどもの暮らしや育ちを支援します。

（3）こどもと地域のつながりの実現

こどもや家族の意向を踏まえながら、保育所、幼稚園、こども園等との併行通園や移行を推進していくことで、地域において共に成長できるよう支援します。

（4）地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供できる基盤をつくるため、地域の関係機関や他の事業所等と連携を深めます。

2. 中核的役割としての4つの機能を推進

（1）幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援

- ・保育士、児童指導員、訓練士（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、医療的ケアを行う看護師等の連携による発達支援
- ・多職種による職員向け内部研修の実施（スキルアップ、及び職種間の連携強化）
- ・訓練士の学校や他法人への派遣による地域貢献
 - 各務原市立かかみがはら支援学校
 - 法人フェニックス（事業連携）
- ・保護者等のメンタルケアの拡充
 - 家族の悩み、困り感に対し、公認心理師による保護者相談「わかばのおへや」を継続し、対象者を福祉の里利用児以外の保護者まで拡充
- ・「訓練士会」や「看護師会」の開催による連携強化

（2）市内の障害児通所支援事業所に対する助言・援助

- ・他事業所職員からの相談対応、連携
- ・事業所向けの研修等の企画・開催
- ・各務原市障がい者地域支援協議会への参画

(3) 地域のインクルージョンの推進（インクルーシブな保育の推進）

- ・保育所等への併行通園、就園への推進
- ・併行通園のこどもが在籍している保育所・幼稚園・こども園等への訪問・連携によるインクルージョンの推進
- ・「保育所等訪問支援事業」によるインクルージョンの推進
- ・行政や保育所・幼稚園、他事業所等と共通理解を図りながらのインクルージョンの推進。

(4) 発達の入り口としての相談

- ・「相談部」での発達の入り口としての相談、発達等に関する継続相談、発達検査の実施
- ・吃音、構音の相談
- ・各務原市主催の「すくすく応援隊事業」や「ことばの相談」などへの参加協力

3. 児童発達支援の内容

(1) 本人支援—療育部門（保育・訓練・看護）

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり偏りが見られる、又は、運動発達や医療的ケア等に支援が必要な就学前の乳幼児に対し、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）の視点にたった保育を中心に必要に応じて理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法などの専門性に基づいた総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。

【対象児】 ことばや社会性の発達がゆるやかであったり偏りが見られたりする、又は運動発達や医療的ケア等に支援が必要な、通所受給者証の交付を受けた就学前の乳幼児

【定員】 60名/日

【支援内容—5領域の支援プログラム】

① 「健康・生活」

健康状態を把握し、維持・改善するとともに、生活リズムを整え、睡眠、食事、排泄等の生活に必要な基本的技能が身に着けられるように支援します。

○健康状態の維持・改善

- ・健康状態の把握と対応

意思表示が難しい子どもたちの小さなサインから心身の変化に気づけるよう支援します。

○生活習慣や生活リズムの形成

- ・決まった時間に通所することで生活リズムを整えていきます。
- ・歯磨きや手洗いなど衛生面が習慣になるように促します。
- ・一人一人に合わせた食形態を提供し、色々なものを主体的に食べる経験を通し、偏食を和らげ、口腔機能を高めるとともに、楽しく食事ができるよう支援します。

○基本的生活スキルの獲得

- ・生活に必要な基本的技能の獲得

食事・排泄・着替えなど自分の身の周りのことを、自分でできるように、生活の場面における環境の工夫をしながら、こどもの状態に応じて適切な時期に適切な支援をします。

- ・構造化等による生活環境の調整

生活の中で、様々な遊びを通した学びが促進されるよう環境を整えます。また、障がいの特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化します。

- ・医療的ケア児への適切なケアの実施

適切な医療的ケアの実施と環境整備を行います。

② 「運動・感覚」

自分の体の感覚をしっかりと感じ取り、姿勢を保持し、必要な動作姿勢が取れるよう支援します。また、姿勢保持具などを適切に使用して、様々な活動に、楽しく主体的に参加できるよう支援します。

○保有する感覚の活用

遊びを通して、幼児期に大切な、触覚・固有覚（運動感覚）・前庭覚（バランス感覚）を育てていきます。

○感覚の特性への対応

感覚受容に過敏さなどの特性があっても、安心して活動に参加できるよう環境調整をします。

○姿勢と運動・動作の基本的技能の向上

粗大運動を通して姿勢保持や体幹を育て、日々の生活や手指を使った遊びを通して巧緻性を高めます。

③ 「認知・行動」

視覚、聴覚、触覚等の感覚を使い、周りの物事を理解する認知機能の発達を促します。周りの情報を理解し整理して状況に応じた行動につなげることや、物の機能や概念（形・色・大きさ・重さ・数量など）の理解を育てます。

○適切な認知と適切な行動の習得

生活場面や様々な感覚遊びを通して物の機能や概念などを認知する力を育てていきます。

○行動障がいへの予防及び対応

過敏さがあったり運動に制限があるなどで自ら探索行動を起こしにくい子どもには、個々の特性に応じて環境調整し、適切な探索行動ができるよう支援します。

④ 「言語・コミュニケーション」

人に伝えたい気持ちを育て、こどもの発達段階や発達特性に応じたコミュニケーションの方法が獲得できるように支援します。

○人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得

遊びを通して人と同じものに注目したり楽しさを共感したりして、共同注意や三項関係を育てます。

○言語の形成と活用

毎日の繰り返しの中でわかることばを増やし、指示に応じてできることを増やしていきます。

○コミュニケーション手段の選択と活用

理解の手がかりとなる視覚支援（物の提示、指差し、写真や絵カード、文字など）を活用し、意思表示するためのコミュニケーション手段を獲得できるように支援します。

⑤ 「人間関係・社会性」

身近な人との愛着関係を基盤として、楽しい遊びを通し、周囲の人と安定した関係を形成できるよう、また、集団活動への参加を通して、互いの存在を認め合いながら仲間作りにつながるよう支援します。

○愛着形成と安定

感情をコントロールし自分の気持ちに折り合いをつけられるように、大人が「安心の基地」の役割を果たせるよう支援します。

○遊びを通した社会性の促進と仲間づくり

楽しい遊びを通し、模倣、やりとり、順番などのルールを理解、役割を演じるごっこあそびなど、発達段階に応じた遊びを通して、社会性の発達を支援します。また、共に活動することを通じて、相互理解や互いの存在を認め合いながら、仲間づくりにつながるよう支援します

【支援方法】

○保育

- ・年齢や発達特性に応じたクラス別保育

肢体不自由児クラス、3歳未満児クラス、年少児クラス、年中長児クラス

- ・たんぽぽフロア（肢体不自由児クラス、3歳未満児クラス）と、つくしフロア（年少児クラス、年中長児クラス）との、よりスムーズな連携（クラス間での交流、体験等）
- ・増加傾向にある3歳未満児の対応

待機児対応として月2回の「親子教室（令和6年度開設）」を継続しながら、今後のセンター内の支援対象児のあり方を検討していきます。

（※近年の当センターの利用方法については、働く親の増加やインクルージョンの推進等によって、他の事業所や幼稚園等との併行利用が増加傾向にあり、支給量にもよりますが、センターの利用日数が個別に違う等、多様化しています。）

《利用形態》

- ① センターのみを利用
- ② 他の児童発達支援事業所等との併行利用
- ③ 幼稚園との併行利用
- ④ 他の児童発達支援事業所等、及び保育所、幼稚園、こども園との併行利用
- ⑤ 訓練のみを利用

※支給量は、各務原市発達審査会により決定されますが、当センターの保育としては、年少以上のこどもは週2回以上の利用児を対象とします。

○専門的支援（リハビリテーション）

訓練士による専門的支援は、市内の他の児童発達支援事業所には無い当センターの強みです。病院での訓練よりハードルが低く、市内の障がい児が利用できる場所として、できるだけ希望に沿う形で支援していきます。

- ・ST（言語聴覚士）による言語聴覚療法・摂食機能療法
- ・OT（作業療法士）による作業療法
- ・PT（理学療法士）による理学療法
- ※（変更）実施形態（個別リハビリ→個別リハビリ+集団保育支援）
- ※（新） 外部講師のOT（作業療法士）によるアドバイザー支援
- ※（新） 各務原市立かかみがはら支援学校への訓練士の派遣
- ※（新） 訓練のみの対象児の受け入れ
- ※ 訓練士会の開催（情報共有、連携）
- ※ フェニックス（当事業団と令和4年4月に事業締結）との訓練士連携

○看護師による医療的ケア等

- ・医療的ケアの必要な利用児への看護師による医療的ケア、及び環境や体制の整備
- ・感染症等の予防

※看護師会の開催（情報共有、連携）

○公認心理師（外部委託）による発達相談

○外部講師による音楽療法（ドラムサークル）

○送迎サービス

通園バスによる最寄りのステーションまでの送迎

(2) 家族支援

こどもは、保護者や家庭生活から大きな影響を受けることから、こどもの成長や発達の基本となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実に繋がります。そのため、家族と日頃から信頼関係を構築し、障がいの特性に配慮しつつ、様々な情報や出来事で揺れ動く保護者に寄り添いながら支援を行います。

【実施内容】

- ・3歳未満児・年少児については、家族通園を基本としますが、年少児の単独通園は、時期を考慮して実施していきます。また、年少児以上の通園は、原則週2回以上とします。
- ・家族の悩み、困り感等の日々の相談に寄り添います。
- ・保護者自身の精神的な状態、強い不安感、家族関係の課題等に対応できる保護者相談窓口として、センター内の相談部に開設した「わかばのおへや」（公認心理師によるカウンセリング）や「各務原市こども家庭センター」を紹介します。
- ・家族からの虐待の疑いがあった場合は、「各務原市こども家庭センター」に連絡し、必要に応じて、障害児相談支援事業所（福祉の里（どんぐり）等）や児童相談所とも連携を図ります。
- ・保護者を対象に、ニーズに沿ったテーマ（発達や子育て、就園、就学等）で、勉強会やペアレントトレーニングを実施します。

(3) 移行支援（インクルージョンの推進）

地域社会への参加、インクルージョンの考え方に立ち、障がいのあるこどもが、可能な限り、地域の保育所等で適切な保育が受けられるよう、また、地域での仲間づくりが図れるよう、保育所・幼稚園・こども園等への移行支援を推進していきます。

【実施内容】

- ・全体交流保育（施設、クラス単位で交流）
- ・個別交流保育（希望者が個別で交流）
- ・就園に向けた個別交流
- ・併行通園で保育所等と併行利用しているこどもの併行利用先である保育所、幼稚園、こども園等を訪問し、こどもの様子を把握したり、職員間での情報共有等をして連携します。
- ・就園・就学先と引継ぎをし、途切れのない支援に努めます。

(4) 地域支援・地域連携（インクルージョンの推進）

障がいのあるこどもや家族を包括的に支援するために、保健、医療、福祉、教育等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携して、「地域支援・地域連携」を行っていきます。

【実施内容】

- ・ケース会議の開催
- ・各務原市障がい者地域支援協議会「こども部会」への参画
- ・(新)「各務原市立かかみがはら支援学校（令和7年4月開校）」との連携

(5) 安全管理対策

前年度（令和6年度）のセンター内での事故件数が、例年をはるかに上回っていたことを踏まえ、令和7年度は安全管理対策を強化します。

【実施内容】

- ・センターの安全計画（令和6年度作成）に基づいた定期的な研修や訓練の実施
- ・センター外の職員による月1回の巡回指導の実施
- ・事故発生時の「事故発生時マニュアル」（事業団共通）に基づいた速やかな対応（こどもの安全確保、保護者への連絡、各務原市や岐阜地域福祉事務所への報告、保険対応等）

4. 地域支援部

【相談部門～発達の入り口としての相談等～】

(1) 本人支援

○発達の入り口としての相談（継続して相談するケースを含む）

- ・発達相談
- ・発達検査
- ・構音の相談
- ・吃音の相談
- ・「吃音のつどい」の開催（吃音の子どもを持つ親子や地域の小学校教諭との交流の場）
- ・運動発達の相談
- ・摂食に関する相談

○市事業への協力

- ・「各務原市すくすく応援隊事業」への協力（こども政策課）

各務原市こども政策課、健康管理課、教育委員会の職員と一緒にチームとして、市内の全ての幼稚園、子ども園、保育所等へ出向き、園がピックアップした発達が気がかりな子に対して、園での活動の様子を見学した後にカンファレンスを行い、支援についてのアドバイスをを行います。

- ・「各務原市随時訪問」への協力（こども政策課）

各務原市すくすく応援隊で取り上げられた子どもの中で、発達検査を受けたいとの依頼があった場合、随時、保育所等に出向いて、発達検査を行います。

- ・「各務原市ことばの相談」への協力（健康管理課）

乳幼児健診後、ことばや社会性の発達などが気がかりな子の保護者の相談を受けるため、各務原市健康管理課の保健師とともにアドバイスなどを行います。

(2) 家族支援

保護者自身の精神的な状態、強い不安感、家族関係の課題等の相談に対応します。

【実施内容】

保護者相談窓口「わかばのおへや（令和6年7月開所）」にて、公認心理師によるカウンセリングを実施します。

※（拡充）保護者等のメンタルケアの拡充

令和6年度は、対象者を福祉の里利用児の保護者に限定していましたが、令和7年度から外部の保護者にも拡大していきます。

(新)【地域支援部門～市内の障害児通所支援事業所に対する助言・援助等～】

- ・他事業所職員からの相談対応、連携
- ・事業所向けの研修等の企画・開催
- ・各務原市障がい者地域支援協議会への参画

※職員配置（児童発達支援センター）

管理者（センター長）、副管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、訓練士（ST（言語聴覚士）・OT（作業療法士）・PT（理学療法士））、看護師、地域支援コーディネーター、専任の相談支援員（公認心理師）
バス運転士（総務）

各務原市福祉の里児童発達支援センター（保育所等訪問支援事業）

集団適応に支援を要するお子さんがいる保育所、幼稚園、こども園、小学校等を訪問し、本人への支援の他、保育所・幼稚園、学校等の職員と共に、その子への支援等を考え、その特性に対応した集団生活の環境調整や活動の手順等を支援し、地域のインクルージョンを推進します。

【対象児】

保育所、子ども館、幼稚園、こども園、小学校等に在籍し、集団適応のために専門的な支援を必要とする通所受給者証の交付を受けた子ども

【重点的支援内容】

○直接支援

保育や授業に入り、対象のこどもと関わりながらその場で支援を行います。

○間接支援

担任の先生等と、こどもの状況、支援の方法などを共通理解します。また、家庭や事業所の状況についても情報共有に努めます。

○保護者支援

毎回の支援記録を支援ノートで保護者に報告し、保護者には家庭での様子や困りごとを記入してもらい、家庭での関わり方について助言します。また、必要に応じて、発達検査をして発達を確認したり、三者懇談をするなどして課題や支援についての情報共有をします。

その他、必要に応じて、就学支援や児童発達支援事業の提案をしていきます。

○関係機関との連携によるインクルーシブの推進

こどもが利用している児童発達支援事業所へ訪問し、必要に応じて相談支援事業所も交えた担当者会議を開いて、関係している医療機関などと連携するなどしてより良い支援に努めます。

【職員配置】（保育所等訪問支援事業）

管理者（訪問支援員兼務）

児童発達支援管理責任者

訪問支援員

各務原市福祉の里児童発達支援事業（旧さくら）定員20名

保育所・幼稚園・こども園に在籍している就学前の年少以上の幼児で社会性の発達等が気がかりな子どもに対して、子どもが在籍している保育所等で生活しやすくなるよう支援するとともに、地域の医療・園・学校等との連携を図りながら、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）の視点にたった保育を中心に、総合的な発達と社会生活への適応を促し、インクルーシブな保育を推進します。

また、保護者に対しては、子どもの特徴を理解し、子育てへの不安や悩みが軽減されるように支援します。

【対象児】

保育所・幼稚園・こども園に在籍している社会性の発達等が気がかりな就学前の年少以上（おおむね3歳以上）の通所受給者証の給付を受けた幼児（※保育園、幼稚園に在籍の無い年少以上の子も対象）

【定員】

20名/日

【支援内容】

○ 5領域の支援プログラム

①「健康・生活」

健康状態を把握して、睡眠、食事、排泄等、生活に必要な基本的技能を獲得し、生活リズムを身に付けられるように支援します。

- ・排泄：トイレで排泄する、尿意便意を伝える、拭き取り、自宅以外のトイレの使用など
- ・食事：自分で食べる、偏食を軽減する、食具の使用、咀嚼嚥下、着席して食事をする
- ・着替え：自分で脱ぐ着る（衣服の前後左右の理解、ボタン、ファスナー、靴下の操作）、衣服の調整
- ・その他：睡眠、歯磨き、うがい、手洗い、鼻かみ、清潔の意識

②「運動・感覚」

姿勢と運動・動作の向上と補助的手段の活用について支援します。

- ・自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常的に必要な移動能力の向上のための支援を行います。
- ・視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援し、感覚や認知の特性（過敏、鈍麻）を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行います。
- ・姿勢の保持、体幹を鍛える、力のコントロール、片足ケンケン、手先の巧緻性、協調運動、人との距離感、洗髪、散髪、爪きり、帽子、衣替えなどの支援を行います。

③「認知・行動」

視覚、聴覚、触覚等の感覚を活用して、必要な情報を収集する認知機能の発達を促す支援をします。環境から情報を獲得し、行動につなげることや、物の機能や属性、形、色、音、空間、時間等の概念から認知や行動の手がかりとして活用できるように支援します。数量、形の大きさ、重さ、色等の習得、情報の適切な処理、認知の偏り等の個々の特性に配慮した支援を行います。

理解言語、目の前にないことへの理解（過去、未来、知識等）、全体指示、個別指示の理解（単語、二語文、文章、複数指示）、理解の手がかり（物の提示、指差し、写真や絵カード、文字）数量、大小、色、重さなどの抽象的な物事の理解、簡単なルールの理解、順番、交代、競争、協力等、興味の偏り、こだわり、落ち着きへの対応

④「言語・コミュニケーション」

具体的な事物や体験と、ことばの意味を結びつけることによる言語の習得や、自発的な発声を促します。話し言葉やシンボル、絵、写真等の視覚的支援を用いて相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりする等、言語を受容し表出する支援を行います。視線、指差し、サイン、カード、機器などを合わせて、環境の理解と意思の伝達をするためのコミュニケーション手段を活用できるように支援します。

発語の有無、レベル(視線、音声、ワードパーシャル、単語、幼児語、2～3語文、文章、助詞、抑揚)、発話量(多い、少ない、1人しゃべり)、発音の明瞭さ、発話の状態(流暢性、抑揚、大人びた話し方、型通りの話し方、一方的な話し方、家庭以外で話さない)

要求、拒否、気持ちの表現方法、二項関係、三項関係、共同注意、共感、やりとりのしかた

⑤「人間関係・社会性」

身近な人との親密な関係を基盤として、周囲の人と安定した関係を形成するための支援を行います。人の動きを模倣したり、見立てあそびやごっこあそび等の象徴あそびをしたりすること、1人あそびから並行あそび、大人が介入する連合的あそびを通して、社会性の発達を支援します。自分を理解するとともに、気持ちや情動を調整し、手順やルールを理解して集団活動に参加ができるよう支援します。

全体指示、個別指示に応じて行動する。活動、場面の切り替え。

大人：母子関係、愛着関係、信頼関係

子ども：友だちへの興味、関心、模倣、同調、協調、協力、折り合いをつける、譲る等

自己主張、社会的参照行動(やっていい?)、社会的承認欲求(見て見て!)、仲間意識、帰属意識、良い悪いの理解、自己理解(できること、できないこと等)、自己調整力(感情や行動のコントロール)、自己肯定感

【支援方法】

○ 保育

- ・保護者のニーズや支援目標、及び発達検査の結果や小児科診察の所見等も参考に、子どもの状態とニーズに合わせた個別又はグループ別の支援を提供します。
- ・利用回数…支給量に応じて週1回～月2回程度。他事業所との併用に合わせた利用回数。
※原則、全員が家族と一緒に利用(必要に応じて送迎バスを利用)

○ 専門的支援

- ・言語聴覚士(ST)による構音障害に対する個別の言語聴覚療法
※【変更】個別の理学療法、作業療法については、児童発達支援センターに移動

○ 保護者支援

保護者に対して、子どもの特徴を理解し子育てへの不安や悩みが軽減されるように、保護者向け勉強会「さくらんぼトーク」(令和6年度に「プチトーク」から「さくらんぼトーク」に名称変更)を令和6年度は年4回開催しましたが、加えて、令和6年8月から、保護者向け新規事業として、「親子あそびデイ」を始めました。限定10組の親子(希望者)を対象に、月2回、水曜日の午後を開催し、親子の関わり方の支援を通じて保護者の子育ての不安解消に繋がりました。

令和7年度も、引き続き、下記のとおりの内容で、保護者支援を行ってまいります。

(1)「親子あそびデイ」の実施

- ・目的……親子の関わり方の支援・気持ちの共有、保護者の子育ての不安や悩みの軽減
- ・内容……保護者も一緒に活動に参加して、年齢や発達の違うグループでの遊びや活動を通して、職員のアドバイスにより、良いところを見つけたり、関わり方を学んだりする(1時間30分)。

その後、子どもと離れて、職員と保護者でふり返りを行う(30分)。

※報酬単価の加算の対象事業で、支給量に影響しない。

- ・対象者……福祉の里児童発達支援事業（旧さくら）利用の限定10組の親子（希望者）
- ・開催日程…月2回、水曜日の午後

(2) 保護者向け勉強会（さくらんぼトーク）の継続

(3) 発達相談会、発達検査、小児科診察

○地域支援（園との連携・就学支援）

- ・園訪問を通して、子どもの姿について担任と共通理解を図ると共に、園でできる支援について具体的に提案し、集団生活で発達が保障されるようにします。⇒インクルージョンの推進
- ・市教育委員会と連携して、安心して小学校への就学を迎えられるように支援します。
- ・利用を終了し就学後も、学校生活での困り感について、学校から相談があった場合は、必要に応じて小学校を訪問し、学校職員と支援方法を共有する等します。

【職員配置】（児童発達支援事業）

- ・管理者
- ・児童発達支援管理責任者
- ・児童指導員又は保育士
- ・S T（言語聴覚士）【児童発達支援センター兼務】

各務原市福祉の里生活介護事業（旧あすなろ・旧ぼぷら）定員80名

食事及び更衣、排泄、入浴等の支援、さらに、作業活動や日常生活に必要な機能の維持向上を目的とした機能訓練やレクリエーションなどの活動を提供することで、安定した日常生活と社会参加ができるための支援を行います。

【対象者】

障害支援区分3以上（50歳以上は2以上）のおおむね18歳以上の重度の知的障がい者、及び重症心身障がい者、重度身体障がい者で通所受給者証の給付を受けた者

【支援内容】

■共通支援

○日常生活の介助等と生活支援

- ・食事、排泄、着替え等の介助
- ・移動時の付き添い、見守りによる安全確保

○健康管理

- ・一人ひとりへの健康チェック（毎日のバイタル測定など）
- ・てんかん発作対応等
- ・個別のニーズ（食形態、食具、姿勢、介助方法）に即した食事支援
- ・ウォーキング、野外散歩等の活動（体力づくり）
- ・高齢化に伴う「手すりつき体重計」の購入（あすなろフロア利用者用）

○レクリエーション、余暇活動、交流事業

- ・運動会・外出支援・カラオケ・絵本の読み聞かせ等
- ・地域のボランティア団体（生け花、フラダンス、人形劇、大正琴、門松作り、手品など）による創造的活動・鑑賞的活動と交流事業
- ・「あすなろフロア」と「ぼぷらフロア」との交流事業、及び個別交流

○入浴サービス

- ・家庭での入浴が困難な方を対象に家庭の状況や要望に合わせた利用（平均1人週1～2回）
- ・車いすごと入浴できる大型の特殊浴槽2台と、フラットな簡易浴槽1台を使って、障がいの特性に応じて、入浴時の姿勢をクッションで保持するなど安全安心な入浴サービスを実施します。
- ・看護師が、家族からの情報をもとに健康チェックをしたうえで入浴サービスを提供します。

○将来の暮らしに向けた支援

- ・本人と家族に対し、グループホーム、ショートステイ、日中一時支援事業所の利用などの暮らしの選択肢が広がる情報提供を行います。
- ・グループホームへの入居等について日中支援型グループホームと連携しながら支援します。また、グループホームから当福祉の里生活介護事業所に通所できるための送迎などの配慮を行います。
- ・利用者が“より暮らしやすい環境を”目指すべく年に数回、日中支援型グループホームと情報共有の場を設けます。（個別支援会議等も含む）

○意思決定支援

各活動において、自分で選ぶ場面を増やし、また、将来の暮らしの場所等も利用者本人の意思を尊重した支援をします。

○送迎サービス（運転士は委託業者、添乗は各施設職員）

≪あすなろグループ≫

- ・各務原市内を大型バス2台で各ステーションでの乗降による送迎（片道1時間20分程）
稲羽・鶴沼コース、那加・蘇原コース（ステーションまでは、家族の送迎）
- ・グループホームへの送迎（運転士・添乗…施設職員）

≪ほぷらグループ≫

- ・リフト付送迎車3台により、自宅までの送迎サービスを実施（片道1時間20分程）
（一部グループホームへの送迎含む）

○（新）各務原市立かかみがはら支援学校（令和7年4月開校）との連携

- ・高等部実習生の受け入れ、高等部からの利用の受け入れ

■あすなろグループのみの支援

○作業支援

- ・作業に集中できるためのわかりやすい環境づくり（利用者の特性を活かした作業支援）
- ・受託作業による工賃の増額
- ・作品の販売機会の確保（福祉の里内の「きまぐれショップ」、市の事業等での販売、他事業所のマルシェ等への参加）

○アート、音楽活動支援（楽しむ、自己表現活動の提供）

- ・岐阜県教育文化財団（TASCぎふ）と連携し、利用者の自己表現としてのアート活動支援（自分らしさ、自信、生きがいを支援）。
- ・外部講師による音楽療法（ドラムサークル）

■ほぷらグループのみの支援

○医療的ケア

看護師による、痰吸引、経管栄養、薬剤注入、吸入、モニター管理、褥瘡処置、バルーンカテーテル、膀胱留置カテーテル管理、導尿、経皮経管胆のうドレナージ等

○リハビリ（機能訓練、機能的訓練）

- ・理学療法士による機能訓練（1人月1～2回）。
- ・理学療法士からの指導に基づいた「ほぷら」生活支援員の付き添いによる筋力トレーニング、歩行、マッサージ等
- ・「ふれあい体操」にて手足のマッサージを実施（重症心身障がい者対象）

【定員】

80名（あすなろ60名、ほぷら20名）／日

※参考 -令和6年度実績-

- ・あすなろ（定員60名／日）
契約者数…最高40名（1日利用者…最高：37名／日、平均：31名／日）
- ・ほぷら（定員20名／日）
契約者数…最高18名（1日利用者…最高：13名／日、平均：9名／日）

【職員配置】

管理者、副管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、理学療法士（兼務）
送迎バス運転士（委託）

虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型）定員35名（虹の家20名、友愛の家15名）

障がい者に対して、企業からの受託作業等を通して、働く習慣や職場への適応能力が習得でき、働く喜びを体感できる支援を行います。また、豊かな生活習慣の確立と社会生活への適応が高まるよう支援します。（働きながら、地域交流や社会参加に重点を置いた支援を継続）

【対象者】

一般就労が難しい、働くことや生活支援を受けたいおおむね18歳以上の障がい者で、通所受給者証の給付を受けた者（※障害支援区分の無い人も利用可）

【支援内容】

○作業支援

- ・受託作業とオリジナル作品の製作（目標工賃…10,000円/月額）
- ・環境の構造化や作業治具を工夫
- ・自主製品の販売（地域のイベントや福祉ショップに出店する等して販売）

○生活支援

- ・外出支援やレクリエーション等の行事を通して、公共交通機関の利用方法、買い物や余暇の過ごし方等を支援します。
- ・スポーツ行事に積極的に参加しながら、体力の維持、向上を図ります。

○就労支援

- ・就労継続支援事業（A型）や一般就労に向けては、本人・家族の意向を踏まえながら、個々の特性に合わせた働くためのスキル向上の支援を行い、就労選択支援事業（令和7年10月開始）に繋がります。
- ・工場の仕組みや生産ライン・働く人の様子を間近に見て、働くことへの興味・関心や意欲を育てる目的で、工場見学を実施します。

○将来の暮らし支援

- ・住まいの場などへの関心が増えているため、近隣のグループホームや相談支援事業所と連携しながら利用者本人の意思決定支援を重視して情報の提供、または入居に繋がっていきます。

○地域交流

近隣の民生委員児童委員協議会等との交流会を実施します。

- ・虹の家……蘇原地区民生委員児童委員協議会（軽スポーツによる交流会）
ソロプチミストかかみ野との交流会
- ・友愛の家…川島地区民生委員児童委員協議会との交流会
（災害時の緊急避難場所（川島小学校）までの付き添い）

○事業所移転（2拠点→1拠点：旧各務原特別支援学校建物）に向けた準備

- ・移転計画（スケジュール管理・移転先の環境整備等）
- ・移転に係る利用者の意向確認（友愛の家利用者・送迎バス運行計画）
- ・生活・作業面の準備、作業内容の調整、業者との連携
- ・ボランティア団体との交流の在り方の検討

○（新）各務原市立かかみがはら支援学校（令和7年4月開校）との連携

- ・高等部実習生の受け入れ、高等部からの利用の受け入れ

【定員】

35名（虹の家20名／日、友愛の家15名／日）

※参考 -令和6年度実績-

- 虹の家（契約者数…最高19名、1日利用者…最高19名、平均：17名／日）
- 友愛の家（契約者数…最高12名、1日利用者…最高12名、平均：10名／日）

【職員配置】

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、職業指導員

各務原市基幹相談支援センター（すまいる）

障がい児者本人が希望する暮らしが実現できるよう、安心して相談できる支援体制の構築と、関係機関や協議会で検討する地域作りの取り組みを推進します。

【実施内容】

（１）総合的・専門的な相談支援

- ・こどもから大人までの3障がい（身体、知的、精神）及び発達障害、難病の方に対する総合的な相談
- ・他の適切な専門機関への紹介までの丁寧な支援
- ・相談者のニーズに合わせ、地域の関係機関と連携した専門的な相談
- ・複合的な問題を抱える相談について、課題を整理し、より適切な支援へ繋げる支援（※）
※（新）各務原市包括的支援の一翼を担う～市生活支援課・寄り添い支援係との連携～

（２）地域の相談支援体制の強化の取組

- ・地域の相談支援事業者への指導・助言
各務原市内15箇所（令和7年3月1日現在）の相談支援事業所からの相談に応じ、本人の意思決定支援を踏まえた課題解決への指導・助言を行います。
- ・相談支援事業者の人材育成支援
研修会や事例検討会、主任相談支援専門員と連携したスーパービジョンを企画・運営し、地域の相談支援従事者の人材を育成し、支援者全体のスキルアップを目指します。

（３）障がい者の権利擁護・虐待防止

- ・障がい者の虐待防止に向けて、市役所、支援施設、その他関係機関（権利擁護センター＜社会福祉協議会＞、こども家庭センター＜各務原市＞、警察等）と連携を密にしながら対応します。
- ・虐待に関する通報があった場合、市担当課とともに、事案の実態把握と関係機関への情報提供を行い、障がい者の早期の権利擁護に努めます。
- ・障がい者虐待の防止に関する広報、啓発活動の場として、「権利擁護部会」（令和6年度設置）を（7）の「市障がい者地域支援協議会」の「専門部会」に位置付けて、市内主任相談支援専門員（現在市内に5名）と連携し、権利擁護、虐待、差別に関する研修を実施します。
- ・成年後見制度の利用が適当と思われるケースに関しても、関係機関（社会福祉協議会）と連携し、利用を促進していきます。

（４）地域移行・地域定着促進の取組

精神科病院の長期入院患者や施設入所の障がい者が、退院・退所後に地域の一員として安心して自分らしく暮らせるための体制整備を行います。

- 「精神障がい者等地域包括ケアシステム検討会」（平成30年度設置）を（7）の「市障がい者地域支援協議会」の「課題検討会」に位置付けて開催します。
 - ・関係機関による情報の共有
 - ・入所施設からの退所希望者の把握
 - ・精神科病院等専門機関からの専門的なアドバイス、市内病院におけるデイケアとの連携
 - ・退院後等で安定した生活を送っている事例を共有し、支援方法を検討します。

（５）医療的ケア児者への支援体制整備（※令和7年度の重点目標）

医療的ケアの必要な障がい児者への支援体制の整備をします。

- 「医療的ケア児等支援検討会」を（7）の「市障がい者地域支援協議会」の「課題検討会」に位置付けて開催します。
 - ・関係機関による医療的ケア児のケース会議の開催等

(6) 強度行動障がい児者への支援体制整備（※令和7年度の重点目標）

行動障がいがある障がい児者への支援方法を検討し、児童期から行動障がいへの対応を行い、未学習、誤学習によって得られた行動を軽減し、地域で安定した生活が送れるよう支援体制の整備をします。

○「強度行動障がい支援検討会（令和6年度設置）」を（7）の「市障がい者地域支援協議会」の「課題検討会」に位置付けて開催します。

- ・市内の行動障がいがある障がい者への支援を検討し、行動障がいが増減していった事例等を共有します。
- ・学齢期については、所属校、障害児通所施設、相談支援事業所等とともに、行動障がいがある児童の調査を行い、対応を考えていきます。

(7) 市障がい者地域支援協議会の運営（事務局）

地域及び保健、医療、福祉、就労等の関係機関のネットワークにより、障がい児者とその家族を支援するための仕組みや社会資源の開発、改善に向けて協議する場の開催と運営を行います。

○全体会、運営部会

- ・相談支援事業者の運営評価
- ・社会資源の改善、開発の提案の場の開催
- ・地域生活支援拠点事業（※各務原市安心生活支援事業）（令和3年度設置）についての円滑な運用と評価
 - ※介護者の急病や大規模災害等の不測の事態が起きた場合に備えて、障がい当事者に特別な支援ができる体制整備の事業
- ・日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）の評価

○専門部会

（おとな部会、こども部会、相談支援部会、権利擁護部会＜令和6年度から＞）

- ・定例会から出された地域課題等の解決の為、目的別に専門的な調査、検討、提案
- ・地域ニーズの情報の共有化
- ・「障がい当事者が語る会」「お仕事サポートフェア」「障がい者アート展」の企画、運営

○課題検討会

- （精神障がい者等地域包括ケアシステム検討会、医療的ケア児等支援検討会、就労支援検討会、強度行動障がい支援検討会、避難行動支援検討会、その他各種検討会）
- ・課題に応じて検討する場を提供

○個別支援会議（定例会）

困難ケース、親亡き後問題、介護保険移行予定者の検討、居宅介護支援事業所との連携の開催等

(8) 高齢障がい者への対応

障がい者の高齢化に伴い、適切なサービスが受けられるよう地域包括支援センター等介護分野と連携し、介護保険へのスムーズな移行を目指します。

○「高齢障がい者連携会議」（令和3年度設置）の開催

- ・半年後に65歳の誕生日を迎え、介護保険の申請を行う可能性のある障がい者について、本人の了承を得て、地域包括支援センターと情報共有を行います。
- ・65歳以上で介護保険が非該当であった障がい者が要介護状態になった時を見据えて、情報共有を行います。
- ・高齢養護者と障がいがあり、ひきこもりの子がいるケース等、一家で複数の被支援者がいるケースなどの困難事例について情報共有し、支援方法を考えます。

(9) 8050問題への対応

養護者の高齢化や親亡き後等、緊急時を見据えて、関係機関が連携して、障がいのある方が安心して暮らせる体制を整えます。

○地域生活支援拠点の安定的な運営

- 養護者の病気や死亡等で自宅での一人での生活が困難になると予想される障がい者に対して、「各務原市安心生活支援事業」（令和3年度設置）への登録勧奨を行います。
- 市内、近隣市町村の障害福祉サービス提供事業者に対して、「各務原市安心生活支援事業」への登録について勧奨を行います。
- 緊急時の対応について、相談支援事業所の相談支援専門員とともに、予想されるリスクについて検証を行います。
- 障がい者本人の自立した生活に向けて関係機関と連携し、平時から支援を考えていきます。
- (7)の「市障がい者地域支援協議会」の「全体会」にて、「各務原市安心生活支援事業」の評価を行い、情報共有します。

【職員配置】

- 相談支援課長兼センター長（精神保健福祉士）
- 地域生活支援拠点コーディネーター（社会福祉士）
- 相談支援専門員（社会福祉士）
- 相談支援員（社会福祉士）
- 事務職員

各務原市福祉の里相談支援事業所（旧どんぐり）

障がい児者とその家族の思いに寄り添い、特性に応じて、自立したその人らしい生活が送れるように相談支援を行います。将来や子育てに不安がある人に対しては適切な情報提供等を行い、不安の軽減が図れるよう支援します。また、サービス等利用計画書の作成を通して適切な福祉サービスの提供が行えるようにし、継続的にモニタリングを行う中で利用者の生活の質を高めていきます。さらに、相談支援を通して地域での課題を発見し、各務原市障がい者地域支援協議会に提案し、社会資源の充実に寄与します。

【対象】 各務原市在住の知的、身体障がい児者、重症心身障がい児者、発達障がい児者等とその家族、関係者

【支援内容】

○計画相談

福祉サービスを利用する障がい児者に対して、ニーズに応じた福祉サービスが利用できるようなサービス提供事業所等と連携を図りながら、「サービス等利用計画書」及び「障害児支援利用計画書」を作成し、継続的に利用できるようなモニタリングを行い、計画相談の充実に努めます。

また、市内の未就学児（乳幼児）を対象とした相談支援事業所とも連携しながら、全ての乳幼児に対して、計画相談（障害児支援利用計画の作成）を実施できるようにします。さらに、市内で計画相談の対象児となるこどもの数を把握して、必要な計画相談を再検討し、当相談事業所として将来を見据えた事業展開を検討していきます。

※ 令和6年度は、市内に乳幼児を対象とした相談支援事業所が少ないという想定で、当相談支援事業所において、セルフプランを少なくして「障害児支援利用計画」を増やす方向で事業展開をし、セルフプランの減少に繋げることができました。

現在は、乳幼児を対象にした相談支援事業所が他にできてきたため、相談支援事業所間で情報共有、連携しながら、全ての乳幼児に対して、計画相談（障害児支援利用計画の作成）を実施できる方向を目指しています。

○一般相談

障がい児者が安心した生活を送れるように、様々な相談に応じ、医療、保健、福祉、教育などの関係機関と連絡調整を図りながら、総合的・継続的に相談支援を行います。

○関係機関との連携による個別支援会議の開催、及びサービスの調整

関係機関と連携しながら、本人、家族のニーズに応じたサービスを調整し、また困難な課題に直面している困難事例のケース（要保護児童対策協議会対象の利用児、重症心身障がい児、医療的ケア児等）については個別支援会議を開催し、他機関と共通理解と連携を図りながら、発達の方向性や暮らしをマネジメントしていきます。

※ 令和6年度は、育児に悩みを持つ家庭の相談や、虐待案件などの対応が増え、各務原市の「要保護児童支援対策協議会」に繋ぐケースが増えてきました。

○障がい者地域支援協議会、及び市相談員連絡会（2ヶ月に1回の開催）への参加と提言

相談支援を通して発見した課題等について、市相談員連絡会で検討し、その内容を市障がい者地域支援協議会に提案することで、社会資源の充実に寄与します。

【人員配置】

管理者、相談支援専門員

各務原市福祉の里支援センター

1. 事業概要

ボランティアの活動支援や大学生等の実習生の受け入れ、施設PRのための行事開催のほか、全市民に対してアリーナ等の貸館業務を行います。

2. 運営方針

地域住民に対して、福祉に関する各種研修事業、ボランティア活動支援事業、その他地域の特性や地域住民のニーズに応じた事業を行い、ボランティア活動の知識、福祉の充実・促進を図ります。

3. 実施計画（目標）

（1）ボランティア活動支援事業

ボランティアの参加育成に努め、地域社会との交流を積極的に行います。また、各務原市社会福祉協議会とも連携しながら、福祉の知識の充実・促進を図ります。

（2）体験学習生・実習生の受け入れ・研修等

中学校や高校の福祉体験学習・インターンシップ等の受け入れを行い、施設と学校とのネットワークを密にするとともに、共同して福祉教育に寄与します。

また、大学等の福祉職員養成機関の実習の受け入れを行い、今後の福祉現場を担う専門職員の養成を行います。

（3）福祉の里ふれあい夢まつりの開催

これまでの事業運営へのご理解とご支援に対する感謝を伝え、また今後の事業にご理解をいただくためのイベントとし、市民の皆様への情報発信の場とします。

（4）貸館業務

全市民を対象にアリーナ・会議室・なかよし広場等を提供します。

令和7年度年間行事計画

月	施設行事	全体行事、理事会・評議員会
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度保護者説明会（各施設ごと） ・遠足（児童発達支援センター） 	
5月		<ul style="list-style-type: none"> ・監事会 ・第1回理事会 <令和6年度事業報告・決算> <任期満了による新役員・評議員候補者の推薦他>
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会（生活介護事業所（ほぶら）） ・レクリエーション大会（虹の家・友愛の家） 	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員選任解任委員会 <任期満了による新評議員の選任> ・定時評議員会 <令和6年度事業報告・決算> <任期満了による新役員の選任他> ・第2回理事会 <理事長の互選他>
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーデー（児童発達支援センター） ・ソロプチミストとの交流会（虹の家） 	
8月		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県障がい者ふれあい福祉フェアに参加 （生活介護事業所（あすなろ）、虹の家・友愛の家） 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足（児童発達支援センター） ・岐阜県障がい者スポーツ大会に参加 （生活介護事業所（あすなろ）、虹の家・友愛の家） ・グループ旅行（生活介護事業所（あすなろ）） ・社会見学（虹の家・友愛の家） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回理事会 <理事長の業務執行状況報告他>
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足（児童発達支援センター） ・グループ旅行（生活介護事業所（あすなろ）） ・外出支援（生活介護事業所（ほぶら）） ・ソロプチミストとの交流会（虹の家） ・川島地区民生委員児童委員との交流会（友愛の家） ・インフルエンザ予防接種 （生活介護事業所（あすなろ）、虹の家・友愛の家） 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の里ふれあい夢まつり
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス会（施設ごと） ・ファミリーデー（児童発達支援センター） ・もちつき大会（生活介護事業所（あすなろ）） ・竹林救援隊ボランティアによる門松作り （生活介護事業所（ほぶら）） 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・初詣 （生活介護事業所（ほぶら）、虹の家・友愛の家） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・節分行事（施設ごと） ・蘇原地区民生委員児童委員との交流会（虹の家） ・交流バス事業（虹の家・友愛の家） 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決第三者委員会（第三者委員2名出席） ・衛生委員会（健康管理医出席）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・卒園式（児童発達支援センター） ・年度末式（生活介護事業所（あすなろ）） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回理事会 <令和8年度事業計画・予算他>

- ・運営責任者会議…毎月1回
- ・訓練士会、看護師会…毎月1回
- ・避難訓練…毎月1回実施
- ・事故検証委員会…2ヵ月毎実施
- ・衛生委員会、虐待防止委員会・身体的拘束適正化検討委員会、給食委員会…毎月1回実施
- ・感染症対策委員会（新型コロナウイルス対策含む）、人材育成検討会…随時